

## Ⅲ章

# 学校再開後の支援 のポイント

### チェック！

- ✓1 学校再開時の児童生徒への声かけのポイントについて伝える
- ✓2 安心感を与える方法について伝える
- ✓3 引き渡し訓練、避難訓練を実施する上での留意点について伝える

# 1 応急教育の実施について

## ● (1) 応急教育の実施について

- ☆ 学校の早期再開は児童生徒の心のケアに有効である。
- ☆ 学習形態の工夫、指導形態の工夫、交流の場の設定が必要である。

### 1 応急教育の形態（廊下やテント等を使つての教育）

- (1) 短縮・・・自校のみで授業再開し、短縮授業を実施
- (2) 二部・・・自校で午前・午後の二部授業を実施
- (3) 間借り・・・自校以外の施設を借りて授業を実施

### 2 学校を再開するための5原則

- (1) ライフラインの復旧（完全復旧ではないこともある）
- (2) 教職員等スタッフの確保
- (3) 学習の場の安全確保
- (4) 通学路の安全確保
- (5) 保護者への周知と理解

### 3 応急教育実施上の留意点

※ 大規模災害時は授業をすぐに再開するわけではなく、児童生徒の安心感をつなぐためにまず集めることがポイント

- (1) 初期の段階は学校行事等を積極的に取り入れ、集団的なあそびを実施する等、子どもと共感的に向き合う等心のケアに留意する。  
(こころの健康観察の実施 → P167～)  
※ 余震が続いている場合は、安全・安心感を与える。
- (2) 引き渡し訓練を取り入れる等、保護者の協力を得たり、市町村教育委員会に要請して、バスを借り上げる等登下校の安全確保に留意する。
- (3) 他校において間借り授業等を実施する場合は、児童生徒だけでなく教職員も交流の機会を設け相互の理解を深めるよう配慮する。
- (4) 避難所が設営されている場合は児童生徒と被災者との交流の機会も設け、相互の理解を深めるよう配慮する。
- (5) 学級の枠を取り除き、交流授業やティーム・ティーチング等工夫した学習形態をとり、児童生徒一人ひとりの良さを多方面から発掘し、広める等、きめ細かな支援を工夫する。
- (6) 教育課程の精選に努め、重点指導項目を決めたり、単元の統合、見直し、合科等の工夫をしたりする。
- (7) 受験を控えた児童生徒の学習環境への配慮と、保護者や児童生徒への受験情報の提供を適切に行う。



廊下を使った授業（阪神・淡路大震災時）「神戸新聞社」提供



体育館を間仕切りしての授業（東日本大震災時：宮城県仙台市）  
「東北地方整備局」提供

### 【参考】 応急教育

阪神・淡路大震災で避難所となった学校や施設が大きな被害を受けた学校では、教室の確保、通学路等の安全確保、教職員の避難所運営の負担軽減等様々な制約条件を克服しながら学校再開にこぎつけた。当初は、短縮授業や午前・午後の2部授業、他校の校舎を使用している間借り授業であった。そうした不自由な学習環境ではあったが、被災した児童生徒にとって学校が再開され日常生活を取り戻すことは、同時に安定した心を取り戻すきっかけとなった。学校再開は、児童生徒の心のケアの上からも重要な意味を持っていた。

「学校防災マニュアル」より

## ● (2) 避難所との共存・解消の手順

☆ 避難所運営委員会で学校再開後の避難所との共存・解消に向けて協議を行う。

☆ 概ね7日以内に学校避難所の解消を目指す。

### 1 避難スペースの統廃合における注意事項

- (1) 避難所開設後、退所者の状況を踏まえながら避難所運営委員会（自治組織）の了解を得て、教室等避難スペースの統廃合の内容とスケジュールを決定する。
- (2) 市町村災害対策本部の責任者が避難者に説明をし、協力を依頼する。
- (3) 移動に際しては従来の避難スペースごとのまとまりをできるだけ崩さないように配慮する。

### 2 学校避難所との共存・解消手順

- (1) 学校再開と連動させ、避難所の解消に向けて避難者との話し合いを設定する（市町村災害対策本部の責任者が対応）。
- (2) 避難所と共存する際は、避難者と行事を共に行う等、児童生徒が関わる場を設定する。
- (3) 公民館等の他の避難所への移転準備をする。また、避難所運営委員会やボランティア等が荷物運び等を支援する。
- (4) 撤収した避難スペースは、清掃および整理・整頓の後、施設管理者に引き渡す。
- (5) 救援物資等を整理・配布する。

#### 【参考】待機所の解消

##### 阪神・淡路大震災時

県立学校を含む全県立施設から待機所※が解消されたのは震災から1年以上経った平成8年2月14日だった。

「震災を越えて」より

- ※ 神戸市立学校から避難生活者がゼロになったのは、平成9年4月7日であった。
- ※ 避難所が解消されても居住先が決まらない人が、仮設住宅等に入居するまでの間暫定的に生活する場を「待機所」という。

## 2 学校給食再開に向けて

### ● (1) 学校給食再開に向けて

- ☆ 学校給食再開への検討を行う。
  - ・給食施設・調理師の状況
  - ・ライフラインの状況
  - ・食材確保の見通し
  - ・献立
- ☆ 学校・行政との連携がポイントとなる。

#### 1 学校教育班、教職員、行政との連携

- (1) 災害発生後、数日を経て避難所運営が軌道に乗り始めると、学校再開と平行して学校給食再開への計画を立案する。
- (2) 学校教育再開の活動と連絡調整を密にする。
  - ① 給食施設（本来の施設・他の施設・近隣学校との合同・近隣市町からの協力）の稼働を検討する。
  - ② 食材の確保（炊き出しと平行して、長期的な食料確保の確認）を検討する。
  - ③ 献立（完全給食・簡易給食・弁当給食）を検討する。
- (3) 教職員と行政との連携を図り、給食施設・ライフラインの復興状況を把握し、再開の目途をつける。

#### 2 学校給食再開への手順

- (1) 学校給食再開において、給食時間の調整と児童生徒への給食指導を検討する。
- (2) 学校給食再開時、完全給食が困難な場合、短期長期の簡易給食を検討する。

#### 簡易給食の献立（例）

アップルパン 牛乳・ソーセージ たまごプリン	たきこみごはん 牛乳 豚汁	コロッケパン 牛乳・果物（缶詰） わかめスープ
ごはん 牛乳・ふりかけ けんちん汁	焼きそばパン 牛乳 たまごスープ	カレーライス 牛乳・サラダ ゼリー
まぜごはん 牛乳 かす汁	ハンバーガー 牛乳・チーズ りんご	おにぎり 牛乳 みそ汁

（上記全て調理済み食品を活用）

## ● (2) 学校給食再開後の食の支援

☆ 一日も早い完全給食への移行を目指す。

学校再開の課題の一つとして給食があげられる。給食施設や関係業者の被害、食材不足、ライフライン損傷で食器が使えない等様々な原因があり、給食の提供が困難な場合がある。その際には、調理なしに提供できる食品による簡易給食や調理済みの弁当給食が行われる。

### 1 簡易給食、弁当給食について

- (1) 簡易給食では、パンや牛乳等食品数が限られる。野菜類や魚肉類はわずかであり、栄養量が不十分である場合が多い。
- (2) 弁当給食では、量や味の調整が難しく、残食に対する指導に配慮が必要になる。
- (3) 上記の給食ではアレルギーに対する除去対応が困難で、学校での十分な配慮が必要である。

### 2 簡易給食、弁当給食から完全給食へ

簡易給食として再開した場合は、児童生徒の栄養管理上、一日も早い完全給食への移行が必要となる。

※ 共同調理場方式と単独校方式とでは完全給食の再開の過程も変わってくる。

- ・共同調理場方式・・・他市町村の協力が得られるか
- ・単独校方式・・・同じ市町村内で他校からの協力を得やすい

### 3 児童生徒への給食指導

- (1) 学校において恒例の行事も始まり、普通の生活に戻りつつある中で、食の影響から児童生徒の体や心に危険信号が現われていないか注意が必要となる。
- (2) 児童生徒への給食指導内容を再度検討し、綿密な給食指導（衛生指導、配膳、後かたづけ）を実施する。

#### 【参考】学校給食の確保

##### 東日本大震災時

ある小学校では、学校給食センターが稼働不能となり、児童生徒の給食の確保が学校教育の大きな課題となっていた。1学期のスタート（4/22）は、短縮午前5時間授業・給食なしでの実施であった。その後、民間弁当業者や近隣他市町の学校給食センターの支援により、給食を提供できるようになったが、支援数の限度から3年生以上での給食支給となり、1・2年生は短縮5時間授業・給食なしでの継続であった。7月になり、公益財団法人からの簡易給食無償提供により、全校生の給食の実施が可能となった。1年生にとっては、入学以来はじめて学校で食べる給食であり、子どもたちは満面の笑顔を浮かべていたそうである。

「3.11からの復興 絆そして未来へ 東日本大震災 2年間の記録」より

## 3 学校再開後の心のケア

### ● (1) 基本的な対応

- ☆ まず身体のケアをしてから心のケアを行う。
- ☆ 親近感が大切、自然な形で話せるよう雰囲気作りをする。
- ☆ 発達段階に応じた優しさと思いやりで安心感・安全感を与える。
- ☆ ストレス反応が激しい時は専門家へつなぐ。(相談をすすめる)
- ☆ 子ども達のセルフケアをサポートするというスタンスで行う。
- ☆ 傾聴を心がける。

#### 1 ストレス症状の程度

ストレス症状の程度は以下の要因により個々に異なる。

- (1) 災害の種類と程度
- (2) 本来の性格傾向や体質
- (3) 発生前の生活環境
- (4) 親子関係や家族関係等
- (5) 発生後の生活環境の変化
- (6) 時間の経過

#### 2 関係づくりと雰囲気づくり

ストレス症状を示す子どもに対しては、自然な形で話せるようにまずは関係づくりと雰囲気づくりを心がける。

- (1) 子どもと一緒に遊んだり言葉かけをしながらの関係づくり
- (2) 手伝いをしながら、作業に関わりながらの雰囲気づくり

#### 3 基本的な対応

- (1) 聴くときは以下の点を心がける。
  - ① 聴くための十分な時間を作る。
  - ② 相づちを忘れない。
  - ③ 話を妨げない。
  - ④ 目のサインを見落とさない。
  - ⑤ 目の高さを合わせて聴く。
  - ⑥ 相手の立場に立ち、共感を持って対応する。  
(不安な気持ちになったり、イライラしたり、悲しくなることは自然なことであり、自分もその状況では同じ気持ちになることをイメージし、伝える)。
  - ⑦ 問題の原因を決めつけない。
- (2) 発達段階に応じた対応を心がける。
- (3) 気になる症状が続いたり、だんだんひどくなる場合は専門家へつなぐ。

## ● (2) 発達段階に応じた心のケア

- ☆ 自然に話ができる雰囲気作りを心がける。
- ☆ 発達段階によってストレスへの反応が異なり、対応方法も変化する。

### 1 幼児・少年

- (1) 親近感を持たせ、安心感を与えることが必要である。
  - ・一緒に遊んだり、スキンシップをとる。
- (2) 自然に話ができる雰囲気づくりをする。
  - ・恐怖心や不安感は当然のこととして、肯定的に受け止める。
  - ・津波ごっこ等の災害遊びを始めた時は、むやみに叱らず見守る。ただし、場所や周囲の人たちへの配慮が必要である。

### 2 青年

- (1) 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる。
- (2) 現在必要な医学的治療を受けるよう勧める。
- (3) 家族の中心としての役割を自覚させる。また同時に、それをサポートする。

### 3 壮年

- (1) 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる。
- (2) 自分自身の心的ストレスへ意識を向けさせ、その解消を支援する。
  - ・入浴、食事等日常生活行動のなかでの解消を図る。
- (3) 可能な限り、家族とのつながりを図る。

### 4 高齢者

- (1) 話をよく聞き、不安や恐怖を自然なかたちで表出させる。
- (2) 心と体の疲れをとる具体的方法を勧め、支援する。
  - ・入浴、温かいお茶、肩もみ等で体の緊張をほぐし、心のガードを解く。
- (3) 家族とのパイプ役となり、家族とのつながりを支援する。
- (4) 高齢者同士のつながりを支援する。
  - ・茶話会等の機会を設ける。



## 【参考】EARTH 員が伝えたこと

### 1 新潟県中越地震時

派遣された EARTH 員は、被災した子どもたちや保護者に自然な声かけをしていった。そして、うなずきながら話を聴いていった。

「新潟県の検証訪問」での聞き取りより

### 2 東日本大震災時

派遣された EARTH 員は、心のケア研修会で、以下のような内容を伝えた。

- (1) 学校再開時には、子どもたちに再会の喜びを伝えて欲しい。人間関係ができた上での言葉なら自然な会話で問題ない。健康を気遣う「昨日眠れた？」等の言葉は誰にでも快いものである。
- (2) 心の安定に向かっている子に対しては、共感してやるのがよい。
- (3) 「元気そうでよかった」「前を向いてがんばれ」「いつまで泣いているの」等の声かけは行わない。

「平成 23 年度東日本大震災派遣記録」より



東日本大震災被災地支援活動での学習支援

## ● (3) 教師ならではの心のケア

- ☆ 子どものストレス反応は、異常事態時には当然起こりうる。
- ☆ 声かけ、スキンシップや遊びで心のケアを行う。
- ☆ 子どもの状態は時間の経過とともに変化するもので、長期的な経過観察と保護者や専門家との連携が大切である。

### 1 子どもとの接触・会話を大切に

- (1) 声かけ等日常的な接し方のノウハウを生かす。
- (2) 個々の子どもに応じたコミュニケーションをとる。

### 2 子どもの状態を的確に把握

- (1) 災害に遭遇した時、様々なストレス反応があることを踏まえ対応する。
- (2) 一見元気に見える子どもでも重い心的ストレスを抱えている場合も多数あることを踏まえ対応する。
- (3) 災害時等の異常事態に当然起こりうる反応があることを踏まえ対応する。
- (4) 時間の経過とともに変化するのを踏まえ対応する。
- (5) 子どもの状態を把握するひとつの手段としての「心と体の健康観察」の実施する。 → P167へ
- (6) 次の3つの言葉で安心感を与えるように対応する。(「もう危険な目に遭うことはないよ」「あなたのそばには、いつも私がいいますよ」「誰にでも起こる正常な反応ですよ」)

### 3 「あそび」を通じて心のケアを

共に遊ぶことで、心の緊張をほぐすことができる。

(例) 折り紙、お絵かき、絵本の読み聞かせや紙芝居等

### 4 スキンシップの大切さ

スキンシップ(おんぶやだっこ、添い寝等)により子どもたちの不安感の軽減と安心感をもたらすことができる。

### 5 長期的な経過の観察

- (1) 子どもたちの心的ストレスの状態は時間の経過とともに変化する。
- (2) 毎日子どもたちと長い時間を過ごす教師は長期的に経過を観察できる。
- (3) それぞれの時期・症状に応じた対応を考える。

## 6 保護者、スクールカウンセラー、専門家との連携

- (1) ストレス症状の程度の調査等、専門的な事柄はスクールカウンセラーや地域のメンタルヘルス専門家と連携して行う。
- (2) 被災状況や保護者を失った話は、聞く側にとっても負担が大きく、教職員への支援体制にも配慮が必要である。

### 【参考】心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒に現れる行動

#### 1 退行現象

- ・ 注意力が散漫になっている
- ・ 親の気を引こうとする
- ・ 手伝い等、被災前はできていたことができない
- ・ 些細なことでもめそめそしたり、泣いたりする
- ・ やめていた癖が再び出てくる
- ・ 怖い夢をみたり、睡眠中に突然叫び声をあげたりする

#### 2 生理的反応

- ・ 頭痛や腹痛を訴える
- ・ 寝付きが悪い、反対に寝てばかりいる
- ・ 便秘や下痢を生じやすい
- ・ 食欲不振や吐き気を訴える
- ・ 視覚障害や聴覚障害を訴える
- ・ 皮膚や目がかゆくなる

#### 3 情緒的・行動的反応

- ・ 落ち着きがなくなる
- ・ 学校に行くのを嫌がる
- ・ トイレに一人で行けない
- ・ 注意集中が困難になる
- ・ 趣味やレクリエーションに興味を失う
- ・ 引きこもる
- ・ 反社会的行動（嘘、盗み、薬物乱用等）をとる
- ・ 被災した内容について繰り返し話したり、関連した遊びをしたりする
- ・ いらいらしやすく、攻撃的になる
- ・ 友達や仲間を避け、つきあいを嫌がる
- ・ 狭い部屋に居られない
- ・ 物を壊したり、投げたりする
- ・ 感情が鬱的になり、涙もろくなる
- ・ 権威（親や先生等）に抵抗する

「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア（研修資料）」より

## ● (4) 教師ができる心のケア

- ☆ 身近な教職員の関わりが心のケアの第一歩である。
- ☆ 継続的で注意深い観察と専門家や専門機関と連携する。
- ☆ 一体感の感じられる行事、遊びや運動を取り入れて組織的な対応をする。
- ☆ 保護者への助言、児童生徒への授業へも対応する。

### 1 心のケアプログラム

- (1) 一体感が感じられる行事・・・つながりの感覚を回復  
校外学習・合唱・クラス討論等
- (2) 健康チェックとストレスマネジメント
  - ① チーム（担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等）での継続的関わり
  - ② 「健康チェック」「心と体の健康観察」 → P167へ  
※ 実施方法を確認して行う。
  - ③ 専門家、専門機関との連携
  - ④ 保護者面談

### 2 発達段階別の具体的対応方法の例

- (1) 幼稚園児
  - ① 優しい言葉かけを増やして安心させる。
  - ② 抱きしめる等、身体的な接触で安心感を与える。
  - ③ 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
  - ④ 一緒に寝る等、不安感を少しでも取り除く。
- (2) 小学生
  - ① 子どもの言うことによく耳を傾ける。
  - ② 今までの状態がずっと続くことはないことを話して、安心させる。
  - ③ 遊びや身体活動の機会を与える。
  - ④ できれば手伝いをさせ、褒めて自信を持たせる。
  - ⑤ 子どもが嫌がることは無理にはさせない。例えば震災を放映しているテレビを無理に見せないようにする。
- (3) 中学生
  - ① 今のままの状態がずっと続くことはないことを話す。
  - ② 勉強や手伝いができなくてもしばらくの間は大目に見る。
  - ③ 家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。
  - ④ 友人と遊んだり話し合ったりすることを勧める。
- (4) 高校生
  - ① 勉強や手伝いができなくてもしばらくの間は大目にみる。
  - ② 災害時の体験を、家族や仲間と語り合い励ましあうように勧める。

- ③ 家や地域の復旧・復興等の作業に参加させたり、趣味やスポーツ、社会活動に積極的に取り組ませたりする。
- ④ 薬物依存傾向が疑われたり、抑うつ的になって自分の存在を否定したりするような言動が表れたら専門家に相談する。

### 3 心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応 → P48へ

心の回復へのプロセスやペースは、災害の程度や子どもの発達段階によって違ってくる。また、被災後1ヶ月以降においては、心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応も視野に入れなければならない。

災害後1ヶ月以上経過して、心的外傷後ストレス障害（PTSD）が疑われる症状が持続して認められる場合は、専門家である医師の診断を受けるように勧める。

- (1) 専門家や専門機関と連携する。
- (2) 長期間の継続的な観察とケアを行う。
- (3) 信頼関係をベースにする。
- (4) 傾聴的、共感的、受容的な対応を心がける。
- (5) 自己達成感の向上、現実適応能力の回復への支援を中心に  
行う。
- (6) 学校全体で組織的に対応する。

#### 【具体的対応】

- ① 子どもが自ら心配して訴える時には、時間を確保して話を十分に聞く。
- ② 気になる行動や情緒的反応が認められても、子ども自身が心配していなければ、ことさら取り上げない。
- ③ 遊びや運動の機会を増やし、クラス内、家庭内、地域内の人間関係を良好にする。

#### 【参考】研修会で話し合われた内容

##### 東日本大震災時

- 1 被災した子どもたちに防災学習や避難訓練をする際には、事前に「こういった学習や訓練をするよ。気分が悪くなったり参加したくなかったら遠慮なく言ってくれていいよ。」と声かけをする。
- 2 焦る必要はなく、まずは聞く姿勢を絶やさないこと。
- 3 心のケアは教職員が全て行うことはできないが、いつも子どものそばにいる教職員だからこそできることもある。
- 4 家庭の状況をきちんと把握し、その上で保護者の話を聞く等、保護者に対する心のケアを行う。
- 5 学校行事を通じてストレスの発散につなげていく。

「平成27年度東日本大震災被災地支援活動報告」より

## ● (5) 防災教育と心のケアの融合的取組

- ☆ 被災地での心のケアの観点がない避難訓練や防災学習は、子どもに二次被害を与える。
- ☆ 被災地での心のケアを取り入れた避難訓練や防災学習は、ストレス障害のリスクを減じ、成長を促す。

### 1 学校再開から1年後までの防災教育のあり方

- (1) 避難訓練を行う前に訓練の目的を子どもの発達段階に応じた言葉で説明する。(津波警報のサイレンは、命を守ってくれる大切な合図)
- (2) 事前に避難経路を散策する。(ゆとりと見通しをもたせる)
- (3) 辛いことを思い出すのはとても自然なことと理解させる。(心理教育)
- (4) 心身反応への対処法を練習する。(落ち着くための呼吸法や肩の動作法等のストレスマネジメント体験)  
 (例) 「暗闇が怖い」ので懐中電灯をそばに置く  
 ⇒ 次の揺れに対して体が反応して眠れない時にはリラクゼーションと合わせて、不安に対する具体的な対処方法(備える防災)を行うことが安心感につながる。
- (5) 家族を亡くした子どもや家屋が倒壊した子どもには事前に個別に説明する。(参加の有無の確認、少しずつのチャレンジの大切さの心理教育)

### 2 学校再開より1年後から10年後までの防災教育のあり方

- (1) 災害時幼児だった子どもが小学生になった2年後から始める。  
 (例) ドラえもんを活用した担任とカウンセラーによる心の授業(着ぐるみを着た担任が眠れない・怖がるドラえもんを演じる。ドラえもんは“ネズミ”がトラウマ。「ネズミ」という言葉がドラえもんの耳をかじりますか?) ⇒ “津波・地震”という言葉落ち着いた使えるようになると防災教育に安心して取り組める。)
- (2) 2年後以降の防災教育(避難訓練、防災講演会、防災学習等)の前後に、「つらい度チェック」を活用する。

あなたはずつとこのことについておどろかしく感じたり、こわい、つらい、つらさ、不安、心配、不安定な気持ちになることがありますか?	0=全く思いません	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10=常に感じます
1 避難訓練をする	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2 “つなみ”ということばを聞いた時、怖がる	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
3 “つなみ”の映像を見る	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
4 つなみの仕組みについて学ぶ	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
5 心からだの健康の心配アンケートをする	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
6 つなみのおとに経験したことを作文に書く	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
7 つなみのおとに経験したことを話す	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
8 津波注意報・津波警報のサイレンを聞く	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
9 強い地震や強い風等のゆれがあったとき	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

- ※ 事前に保護者に案内をし、1～2年後以降に行う。
- ※ 心のサポート授業として実施し、「つらい度チェック」だけを行わない。
- ※ 「つらい度チェック」を見て、したくなければしなくてよいと伝える。

「ストレスマネジメント理論による心からの健康観察と教育相談ツール集(あいり出版)」より(富永 良喜著)

## 4 災害発生後の事務手続き

☆ 被災者の立場に立った丁寧な対応をする。

### 1 児童生徒にかかわるもの

- (1) 転出・転入 → P165 へ
- ① 児童生徒の転出・転入一覧表を作成し、職員室等に掲示し、その都度記入・確認する。  
※ 後日、学籍事務や給食費等の諸費精算事務に役立つ。
  - ② 転出、仮転出している児童生徒の転出先の住所・学校の確認をする。
  - ③ 転出の場合は、基本的には「在学証明書」「教科書給与証明書」を交付する。
  - ④ 転入の場合は、「在学証明書」「住民異動届（写）」等を確認し、書類がない場合も受け入れる。  
※ 書類は整い次第提出してもらう。
  - ⑤ 相手校へ連絡する。
- (2) 教科書
- ① 災害救助法の適用を受けた市町村に在籍する児童生徒が紛失した教科書は、無償で給与される。
  - ② 適用外の市町村の場合は、要保護・準要保護児童生徒のみ無償で給与される。
- (3) 就学援助
- ① 保護者の安否及び被災状況（全壊・半壊・一部損壊等）を確認し、一覧表にする。  
※ 就学奨励費の申請や助成金等の申請に必要であり、学用品等の配布に役立つ。
  - ② 被災児童生徒の学用品の不足状況を調査し、配布する。

### 2 教職員にかかわるもの

- (1) 教職員の勤務状況の把握  
災害発生後、深夜にわたって、また土・日曜日に災害業務や避難所支援業務等に携わった教職員の勤務状況を把握する。
- (2) 教職員の住居等の確認  
被災した教職員、被災地域に勤務する教職員に係る住居・通勤・扶養等状況を把握する。
- (3) 災害見舞金等の手続き  
(公立学校共済組合、学校厚生会、教職員共済等)

### 3 学校備品・校舎施設にかかわるもの

#### (1) 被害状況等の報告

- ① 学校施設、備品の被害状況
- ② トイレの使用可否
- ③ 災害用仮設トイレの設置要請

※ トイレについては、「避難所等におけるトイレ対策の手引き」を参照のこと。

(URL : [https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/documents/torei\\_tabiki.pdf](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/documents/torei_tabiki.pdf))

#### (2) 備品等の移動

- ① 仮設校舎の建設や、他校施設での間借り授業等により、学校備品の移動が必要となる。
- ② 備品移動リストを作成する。

#### 【参考】災害時の備品管理

##### 阪神・淡路大震災時

備品の被害調査とその写真撮影に3週間を費やした。パソコンから備品照合簿を印刷。これをもとに一品ずつ状況を確認し、写真撮影をした。

仮設校舎への備品移動を正確に行うために備品一品一品の現在場所と移動先と移動担当者の振り分けをする必要があった。全校分の備品であるため、手書きではとても間に合わなかった。

MEMO